

事務連絡  
令和2年2月27日

居宅介護支援事業所管理者  
地域包括支援センター管理者 各位

八千代市長寿支援課 給付・指導班

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る居宅介護支援の臨時対応について

日ごろより本市介護保険事業へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、複数の居宅介護支援事業所から「新型コロナウイルスへの感染予防が要因で利用者から接触を断られてしまった」等のケアプランに係る利用者等との対応についてのご相談を受けております。利用者やその家族等から接触を断られてしまった場合、本市は以下のとおり取り扱いますので、ご了解のほどよろしくお願いたします。

なお、現在、厚生労働省が新型コロナウイルス関連で発出している通知にはケアプランに関する具体的な内容が触れられておりませんが、今後発出される通知によっては本市の取り扱いが変わる可能性があることを申し添えます。

#### <サービス担当者会議について>

Q. ケアマネジャー側がウイルス感染を懸念してサービス担当者会議を開催しないことは可能か。また、サービス担当者会議の日程を調整したが、利用者等から参加を断られた場合はどのように対応したらよいか。

A. ケアマネジャー側の事由でサービス担当者会議を開催しないことは基準上許容されていません。

利用者、利用者家族、サービス事業者が参加を断ってきた場合は、各者にプラン原案を交付のうえ、電話やFAX等で意見照会を行っていただければやむを得ない理由で照会等によりサービス担当者会議を開催したものとみなします。

#### <モニタリングについて>

Q. ケアマネジャー側がウイルス感染を懸念してモニタリングを実施しないことは可能か。また、利用者やその家族から訪問を断られた場合はどのように対応したらよいか。

A. ケアマネジャー側の事由でモニタリングを実施しないことは基準上許容されていません。

利用者やその家族から訪問を断られた場合は、電話やFAX等でモニタリングを行っていただければ自宅等を訪問してモニタリングを実施できない特段の事情に該当するものとみなします。